## 特定損傷給付金のお支払い

(「不慮の事故」と疾病・体質など)



## お支払いする場合

- ■歩道を歩いていたところ、後ろから暴走してきた自転車が衝突。転倒して足首(足関節)を骨折し、治療を受けたケース。
- ランニング中に突風で倒れてきた看板に衝突。 転倒して 足を骨折し、治療を受けたケース。





## お支払いできない場合

- 骨粗しょう症で骨が弱っている方が、立ち上がろうとして片手で体を支えた拍子に 腕を骨折し、治療を受けたケース。
  - ➡「不慮の事故」に該当しないため、お支払いできません。
- ■日常的にランニングをしている方が、反復的なランニング中に足を疲労骨折し、 治療を受けたケース。
  - ➡急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、お支払いできません。
- バレーボール中に、指にボールがぶつかり指の腱を断裂したが、ギプスやシーネによる固定や腱形成術の治療を行なっていないケース。
  - → ギプスやシーネによる固定、または腱形成術 (腱の移植術・移行術・交換術 および縫合術を含みます)を行なっていない腱の断裂は、お支払いできません。 ※旧会田生命にご初約の場合は、ギプスやシーネによる国宝や腱形成術を行
    - ※旧安田生命にご契約の場合は、ギプスやシーネによる固定や腱形成術を行なっていなくても特定損傷給付金をお支払いします。
- ■ジョギング中に転倒し腰椎骨折した方が、接骨院で治療を受けたケース。
  - ➡ 接骨院での治療は四肢のみを支払対象とするため、お支払いできません。

## 解説

- 事故によってケガをした場合でも、支払事由の「不慮の事故による損傷」にあたらないことがあります。
  - ・お支払いの対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故、かつ所定の分類項目に該当する事故をいいます。
  - ・通常であればケガにつながらない事故なのに、病気であったためにケガを負ったような場合には、その事故は「不慮の事故」にあたりません。
  - ・災害死亡保険金などの支払事由の「不慮の事故」も同様です。



医療法に定める病院または診療所での治療の場合、特定損傷の部位にかかわらず特定損傷給付金のお支払いの対象となりますが、柔道整復師法に定める施術所(接骨院・整骨院など)における治療の場合は、四肢(※)における骨折および脱臼に限り対象となります。

(※) 「四肢」とは、左右の上肢および下肢のことを指し、上肢とは手指から上肢帯(鎖骨・肩甲骨)まで、下肢とは足指から下肢帯(腸骨・坐骨・恥骨)までを指します。